

第63号議案

教育委員会の権限に属する事務の補助執行に係る滋賀県知事との協議
について

教育委員会の権限に属する事務を文化スポーツ部長に補助執行させることにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、滋賀県知事と協議する。

令和5年3月24日

滋賀県教育委員会

1 補助執行の事務

文化財保護関係にかかる県教育委員会の後援、共催等名義の使用承認およびその他これに付随する事務

2 補助執行開始時期

令和5年4月1日